
笠置町新型インフルエンザ等対策行動計画

(令和8年 6 月改定)

概 要 版

改定の経緯

- 平成 25 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。)に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)が作成されたことをうけ、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時からの準備や感染症発生時の対策を示すものとして、笠置町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「町行動計画」という。)を平成27年3月に策定。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に備え、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指し、「感染症危機に対応できる平時からの体制づくり」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった3つの目標の実現に向け、令和6年7月に、政府行動計画が全面改定された。
- これを受け、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画が令和7年3月に改定された。
- 特措法第8条により、市町村は、政府行動計画及び都道府県行動計画に基づき、町行動計画を作成することと規定されており、今回、当町区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に係る計画の改定を行うもの。

改定の概要

○対象疾患

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症(当該疾患にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

○発生段階の考え方

- ・準備期(発生前の段階)
- ・初動期(新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階)
- ・対応期(封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

○対策項目の見直し

現行町行動計画(7項目)	改定町行動計画(7項目)
(1)実施体制 (2)情報提供・共有 (3)予防・まん延防止 (4)予防接種 (5)医療 (6)住民生活及び地域経済の安定の確保 (7)サーベイランス・情報収集	(1)実施体制 (2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション (3)まん延防止 (4)ワクチン (5)保健 (6)物資 (7)住民の生活及び地域経済の安定の確保

各対策項目の概要

対策項目	準備期	初動期	対応期
(1)実施体制	○実践的な訓練の実施 ○町行動計画等の作成や体制整備・強化 ○国及び府、圏域市町村等の連携の強化	○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置(町対策本部設置の検討、迅速な対策の実施に必要な予算の確保)	○基本となる実施体制の在り方 ○職員の派遣・応援への対応 ○必要な財政上の措置 ○緊急事態措置の検討等(町対本部の設置・廃止)
(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○町における情報提供・共有 ○府と町の間における感染状況等の情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	○町における情報提供・共有 ○府と町の間における感染状況等の情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの実施	○町における情報提供・共有 ○府と町の間における感染状況等の情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの実施
(3)まん延防止	○個人における感染対策の実施 ○地域・職場における感染対策の実施	○個人における感染対策の実施 ○地域・職場における感染対策の実施	○個人におけるまん延防止対策の実施 ○地域・職場におけるまん延防止対策の実施

対策項目	準備期	初動期	対応期
(4)ワクチン	○ワクチンの接種に必要な資材 ○ワクチンの供給体制 ○接種体制の構築(接種体制、特定接種、住民接種) ○情報提供・共有(住民への対応、町における対応、衛生部局以外の分野との連携) ○DXの推進	○接種体制の構築 ○ワクチンの接種に必要な資材の確保 ○接種体制(特定接種、住民接種)	○ワクチンや必要な資材の供給 ○接種体制 ○特定接種(地方公務員に対する接種) ○住民接種(予防接種の準備、予防接種体制の構築、接種に関する情報提供・共有、接種体制の拡充、接種記録の管理) ○ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 ○健康被害救済 ○情報提供・共有(特定接種に係る対応、住民接種に係る対応)
(5)保健			○健康観察及び生活支援
(6)物資	○感染症対策物資等の備蓄等		
(7)住民の生活および地域経済の安定の確保	○情報共有体制の整備 ○支援の実施に係る仕組みの整備 ○物資及び資材の備蓄 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ○火葬体制の構築	○遺体の火葬・安置	○住民の生活の安定の確保を対象とした対応(心身への影響に関する施策、生活支援を要する者への支援、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定等、埋葬・火葬の特例等) ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応(事業者に対する支援、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)